

第5回講義 担保保存義務・項目レジュメ

- (1) (a) 甲上の抵当権設定登記単純抹消案
 - (ア) 債権者が債務者に対して負う義務
保証人の抵当権先実行請求権？
判例・通説によるB₂の免責の可否の判断
乙上の抵当権の代位行使（501条5号）と免責への影響
 - (イ) 判例・通説によるB₁およびIの免責の可否の判断
乙の不動産価額限度での3000万円の免責？
免責されたB₁がGと争う方法
第2順位の抵当権者Iの地位とその保護方法
甲上の第2順位抵当権者Hの同意の要否
- (1) (b) 乙上の抵当権設定登記単純抹消案
 - 判例・通説によるB₂の免責の可否の判断
甲上の第2抵当権者Hの同意の要否
乙上の第2抵当権者Iの同意の要否
- (2) 任意売却計画案
 - 弁済資金取得目的の抵当権抹消と担保保存義務違反
判例の現状と特約の多用
競売減価の影響の有無
 - 判例・通説による場合
 - 松岡仮説による場合
 - ①権利・利益侵害と損害の因果関係の重視
 - ②より蓋然性の高い予測 - 甲上の抵当権放棄の場合の予想配当の結果と免責限度
本件任意売却案による場合の予想との比較
任意売却案に対するHの協力義務？
- (3) 任意売却案の実施と担保保存義務違反
 - 担保保存義務免除特約の効力
担保保存義務免除特約の意義
信義則違反・権利濫用が認められる場合
本件についての判断
担保保存義務免除特約の対第三者効